

米子市文化活動館内制限行為（変更）許可申請書

令和 年 月 日

指定管理者 旭ビル管理株式会社 様

申請者 団体の名称
住所又は
所在地
代表者氏名
(電話)

次のとおり、米子市文化活動館内における制限行為の（変更）許可を申請します。

行為の目的 (行事の名称)			
行為の種別			
行為の日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分から 令和 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
行為の場所			
行為の責任者	住所		
	氏名	(電話)	
行為の内容			
米子市文化活動館内制限行為（変更）許可書 上記の申請について、制限行為（の変更）を許可します。 令和 年 月 日 指定管理者 旭ビル管理株式会社 印			
許可条件			
1 この処分（米子市文化活動館使用料の支払に関するものは含まれません。以下同じです。）に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。） (地方自治法第244条の4第1項・行政不服審査法第18条第1項本文及び第2項本文)			

2 また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求に対する裁決を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、旭ビル管理株式会社を被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

(行政事件訴訟法第8条第1項本文、第11条第2項及び第14条第1項本文)

3 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。

(行政事件訴訟法第14条第2項本文)